様式第４のホ（第４条、第５条関係）

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の概要 |  |
| タンクの設置方法 | タンク室　　　・　　　直埋設　　　・　　漏れ防止 |
| タンクの種類 | 鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク・鋼製二重殻タンク・鋼製強化プラスチック製二重殻タンク |
| タンクの構造、設備 | 形状 |  | 常　圧・加　圧　　　　　　　　（㎪） |
| 寸法 |  | 容量 |  |
| 材質、板厚 |  |
| 外面の保護 |  |
| 危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要 |  |
| 通気管 | 種別 | 数 | 内径又は作動圧 |
|  |  | ㎜㎪ |
| 安全装置 | 種別 | 数 | 作動圧 |
|  |  | ㎪ |
| 可燃性蒸気回収設備 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| 液量表示装置 |  | 引火防止装置 | 有・無 |
| タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要 |  |
| 注入口の位置 |  | 注入口付近の接地電極 | 有・無 |
| ポンプ設備の概要 |  |
| 配管 |  |
| 電気設備 |  |
| 消火設備 |  |
| 工事請負者住所氏名 | 電話 |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「直埋設」とは、二重殻タンクをタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。）をいう。

３　「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第１３条第２項第２号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第１号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

様式第４のホ（第４条、第５条関係）

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の概要 | 石油化学製品の開発・製造（原料の貯蔵） |
| タンクの設置方法 | タンク室　　　・　　　直埋設　　　・　　漏れ防止 |
| タンクの種類 | 鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク・鋼製二重殻タンク・鋼製強化プラスチック製二重殻タンク |
| タンクの構造、設備 | 形状 | 円筒横置型 | 常　圧・加　圧　　　　　　　　（㎪） |
| 寸法 | 内径　2.400ｍ 全長　10.134ｍ胴長　9.184ｍ 鏡長　 0.466ｍ | 容量 | ４０，０００ℓ |
| 材質、板厚 | 鋼板　SS400　　胴板　８ｍｍ　　鏡板　9ｍｍ　中仕切板　9ｍｍ |
| 外面の保護 | 強化プラスチック（ＦＲＰ）にて内装タンクを保護するガラス繊維（JIS　R3412）ｲｿﾌﾀﾙ系不飽和ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂（JIS　K6919）を交互に2mm以上の厚み及び（JIS　K7011）の強度の外殻（FRP）層にて保護する。間隙を有する部分は錆止め塗装、有しない部分はFRPとする。 |
| 危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要 | 内殻層内に検知管を設け、漏油検知装置と接続し、センサーにより漏れの確認を行う。 |
| 通気管 | 種別 | 数 | 内径又は作動圧 |
| 無弁通気管（40メッシュ付） | ３ | ５０　　　　㎜㎪ |
| 安全装置 | 種別 | 数 | 作動圧 |
|  |  | ㎪ |
| 可燃性蒸気回収設備 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| 液量表示装置 | 遠隔式油面計 | 引火防止装置 | 有　・　無 |
| タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要 | 異形鉄筋13mm×@200mmﾀﾞﾌﾞﾙ基礎床板。基礎鉄筋にｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ24mm×360L×8本を引っ掛け、ﾀﾝｸﾊﾞﾝﾄﾞを両側より掛けタンク上部でﾎﾞﾙﾄ締めする。締付金具露出部防蝕塗装。基礎上にｺﾞﾑｼｰﾄを敷き、その上にﾀﾝｸを載せる。 |
| 注入口の位置 | 敷地内東側 | 注入口付近の接地電極 | 有　・　無 |
| ポンプ設備の概要 | 電動式ギヤーポンプ、計量機 |
| 配管 | 樹脂配管使用　継ぎ手部には点検口を設ける。又は融着配管とする。配管立ち上がり部はＳＧＰ管使用 |
| 電気設備 | 電気工作物の規定による |
| 消火設備 | 第５種　１０型３．５kg　粉末消火器　２本 |
| 工事請負者住所氏名 | 株式会社衣東○○製造所　　　電話○○○○－○○－○○○○ |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「直埋設」とは、二重殻タンクをタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。）をいう。

３　「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第１３条第２項第２号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第１号ロに掲げる措置を講じたものをいう。